第２期　小値賀町

子ども・子育て支援事業計画

（令和２年度～令和６年度）

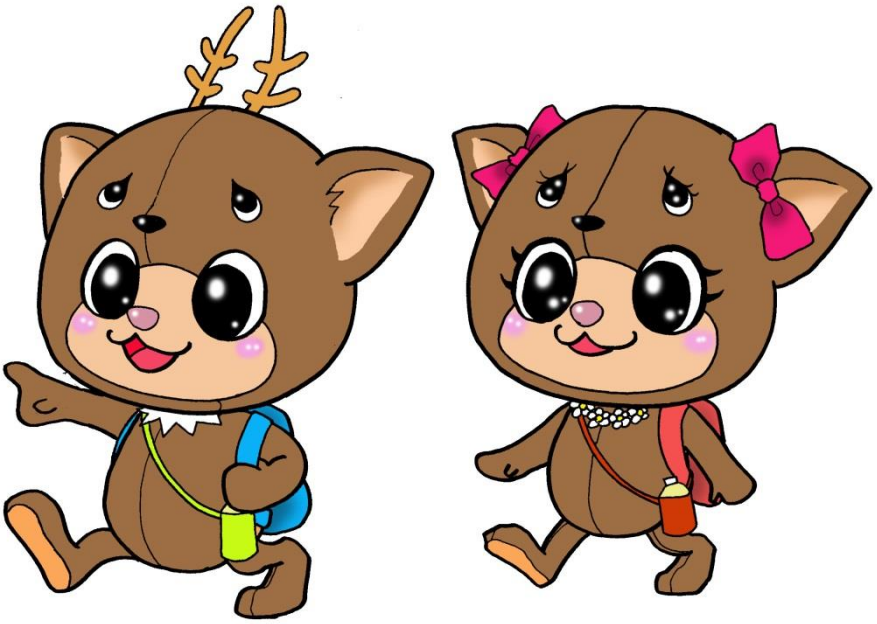

令和２年3月

小値賀町

目次

第１章　計画策定にあたって 1
１．計画策定の趣旨 1
２．計画の位置づけ 2
３．計画の対象 2
４．計画の期間 3
５．計画の策定体制 4
第２章　小値賀町の現状 5
１．人口および世帯数 5
２．出産 8
３．小値賀町子育て支援事業計画（第１期）の評価 9
４．子ども子育てアンケートの結果 11
第３章　計画の基本理念と基本方針 12
１．計画の基本理念 12
２．基本方針 13
第４章　事業の推進・提供 15
１．教育・保育提供区域の設定 15
２．教育・保育の一体的提供の推進 15
３．教育・保育の量の見込み 16
４．地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 17
５．新・放課後子ども総合プラン 18
６．今計画中に実施を見込む事業 21
関連資料 24
第１節　子ども・子育てアンケート調査結果 24
第２節　小値賀町子ども・子育て条例 45
第３節　計画策定の経緯 46
第４節　小値賀町子ども・子育て委員 47

第１章　計画策定にあたって

１．計画策定の趣旨

わが国では、出生数の減少が続いており、少子化が急激に進んでいます。さらに、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、家庭環境や就労環境の変化により、子育てを取り巻く環境は大きく変化してきています。

このような状況の中で、子育て世帯の負担を減らすために、平成 24 年８月に「子ども・子育て支援法」が制定されました。支援法の中では子ども・子育て支援について、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す、との考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることが必要です。また、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要、と指針を設けています。

小値賀町は少子高齢化が全国的に見ても極端に進んでおり、地域の活力を維持する上で、若者の定住が最優先課題となっています。それと連携して子ども・子育て支援のための各種施策を推進し、小値賀町の子どもたちの幼児期における健やかな育成を図るためにも、母子保健計画、放課後子ども総合プランを統合した「小値賀町子ども・子育て支援計画(第２期)」を策定し、町の子ども・子育て支援の取組について定めます。

２．計画の位置づけ

（1）法令等の根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項において、市町村は、基本指針に即して、５年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとされています。

（2）総合計画・その他の計画との関係

本計画は、上位計画である「小値賀町総合計画」との整合性を図り、個別計画である「小値賀町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「小値賀町障がい者計画・障害福祉計画」、その他関連計画等とも関連して策定されるものです。また、平成 26 年度までの本町の子育て計画の指針である「次世代支援育成計画」と平成 31 年度までの「子ども・子育て支援事業計画(第１期)」を引き継ぐ計画であり、母子保健計画と放課後子ども総合プランを内包する計画として位置付けています。

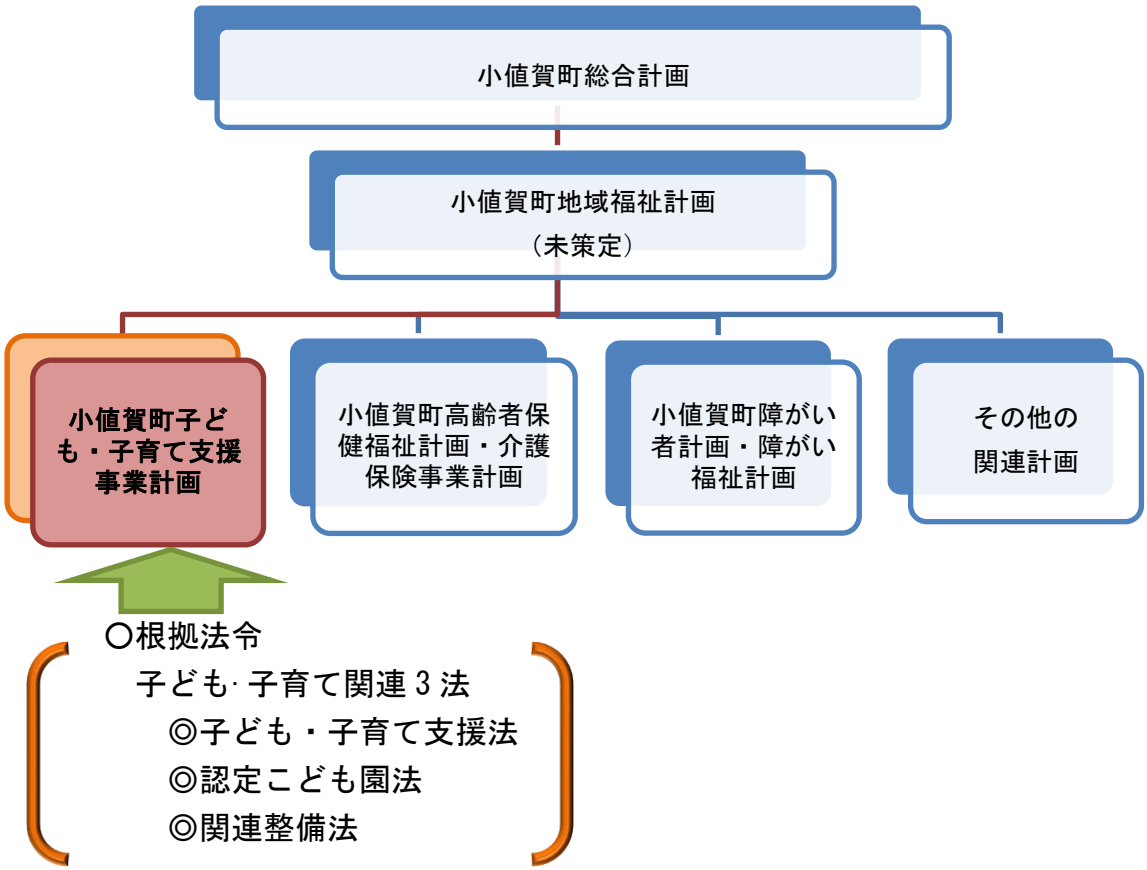

３．計画の対象

本計画の対象は小値賀町に居住するすべての子どもとその家族、地域住民、事業主とし、「子ども」とは、おおむね 18 歳未満の児童を対象とします。

４．計画の期間

令和２年度から令和６年度までの５年間を計画期間とし、毎年度検証・見直しを行います。

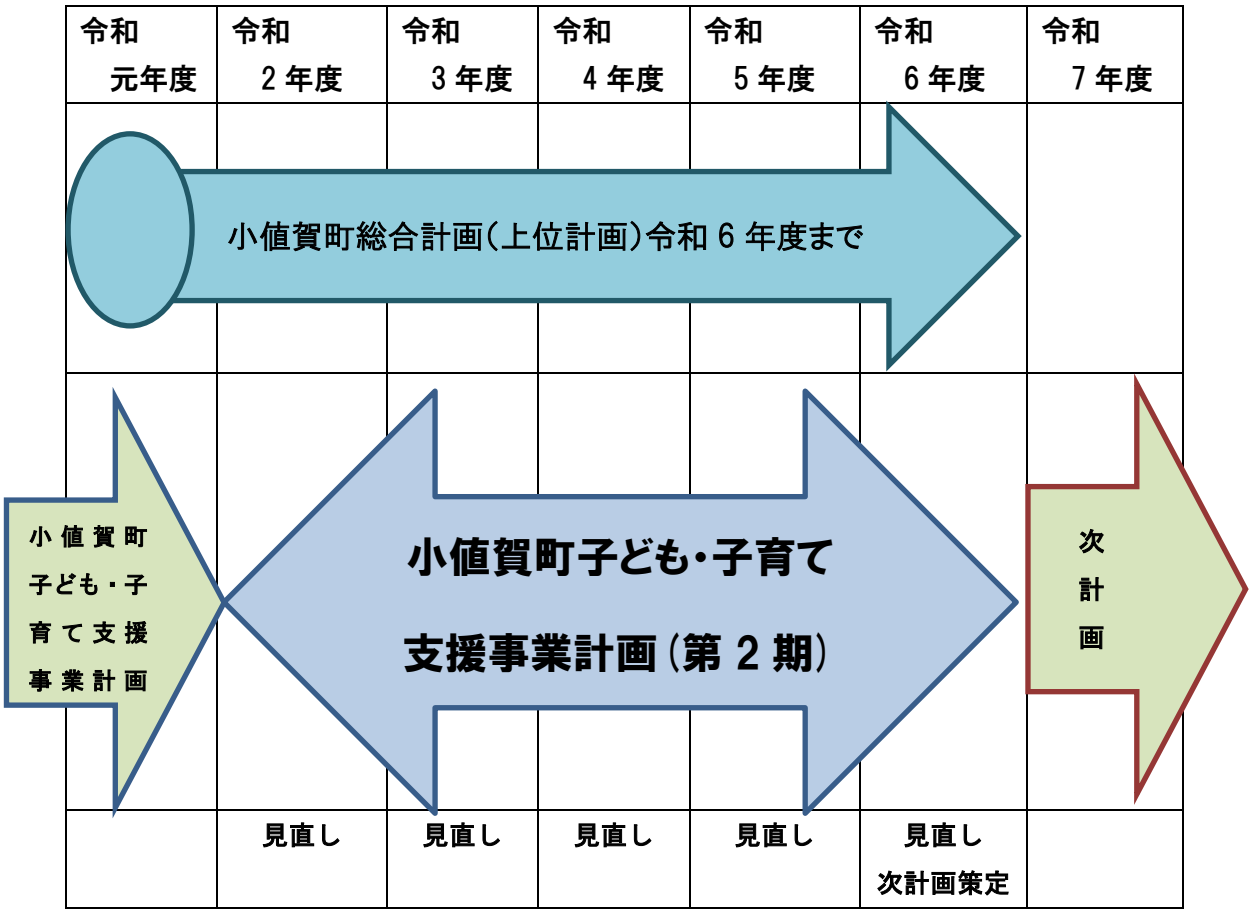

小値賀町総合計画（平成 26 年度～令和６年度）
第１期子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～令和元年度）
第２期子ども・子育て支援事業計画（令和２年度～令和６年度）

５．計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条 1 項に基づき、委員 15 名で構成する「小値賀町子ども・子育て会議」を設置して策定を進めました。

また、子ども・子育て支援事業計画で定める各事業の基礎データの収集や、子育てに関する意識・意見の把握をするために子育て支援に関するアンケート調査を行いました。

■子ども・子育てアンケートの実施状況

〇調査対象・・・小学校・こども園・未就学の子どもを育てている全ての家庭及び妊婦
〇調査期間・・・令和 1 年 11 月 25 日～令和 1 年 12 月 10 日
〇調査実施方法・・・小学校を利用している家庭については、小学校を通じて配布・回収。妊婦については、健康管理センターを通じて配布。
〇アンケート配布数・・・計 95 部（小学校 55 部、認定こども園 32 名、健康管理センター8 名）
〇アンケート回収数・・・85 部　　回収率 89.5%

第２章　小値賀町の現状

１．人口および世帯数

■総人口と世帯数の推移（人）

年度	平成１０年	平成１５年	平成２０年	平成２５年	平成３０年
人口	4,058	3,613	2,999	2,699	2,391
世帯数	1,433	1,424	1,343	1,305	1,242

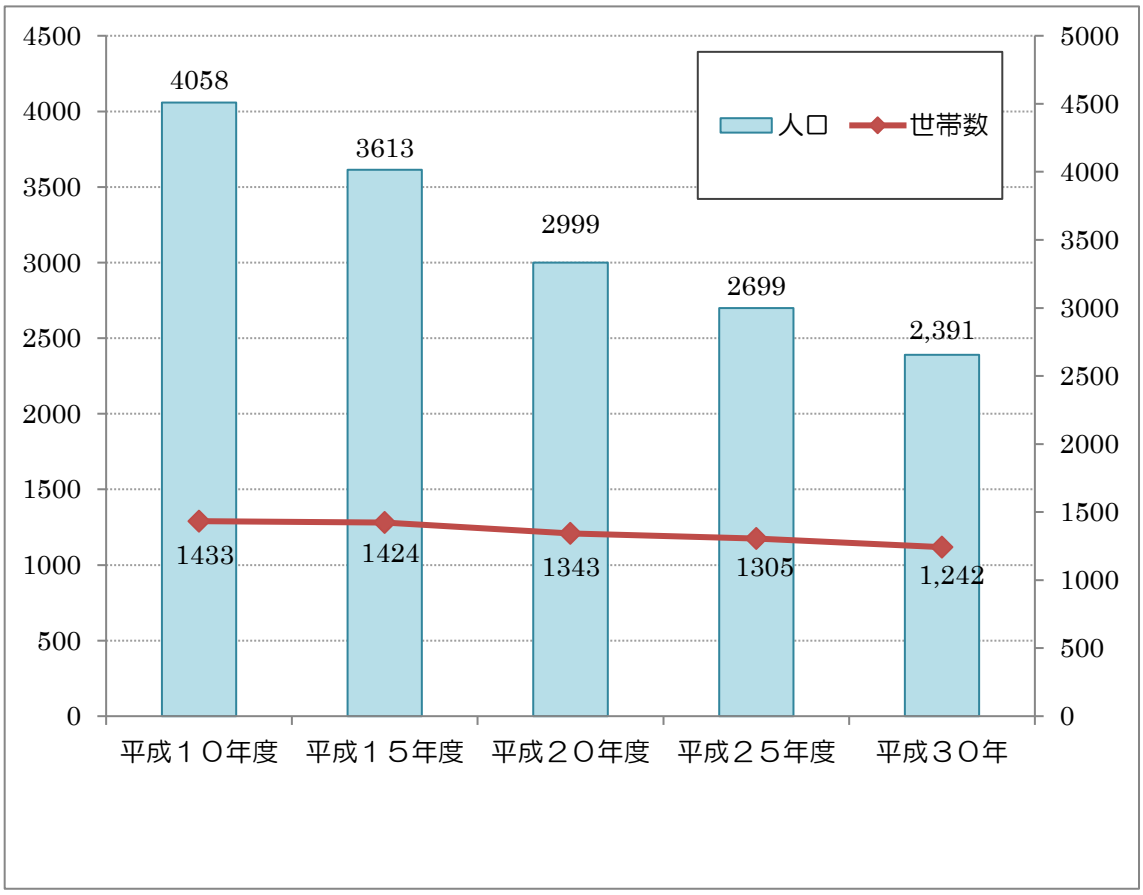

平成 10 年度末に 4,058 人であった小値賀町の人口は、10 年後の平成 20 年度末には 3,000 人を割っており、1 年間で約 100 人前後減少していることが分かる。平成 30 年度末の現在の人口は 2,391 人であり、この 10 年間で 600 人減少し、約 60 人が毎年減少したことになる。急激な人口減に対して世帯数は緩やかな減少であり、平成 10 年度末には一世帯の平均人数が約 3 人だったが、平成 30 年度末には約 2 人となり、町民の家族構成の変化が表れている。

■人口の年次推移（人）

区分	平成１０年	平成１５年	平成２０年	平成２５年	平成３０年
人口	4,058	3,613	2,999	2,699	2,391
１８歳未満	855	614	378	298	249
１８～６５歳未満	1,902	1,662	1,344	1,189	994
６５歳以上	1,301	1,337	1,277	1,212	1,148

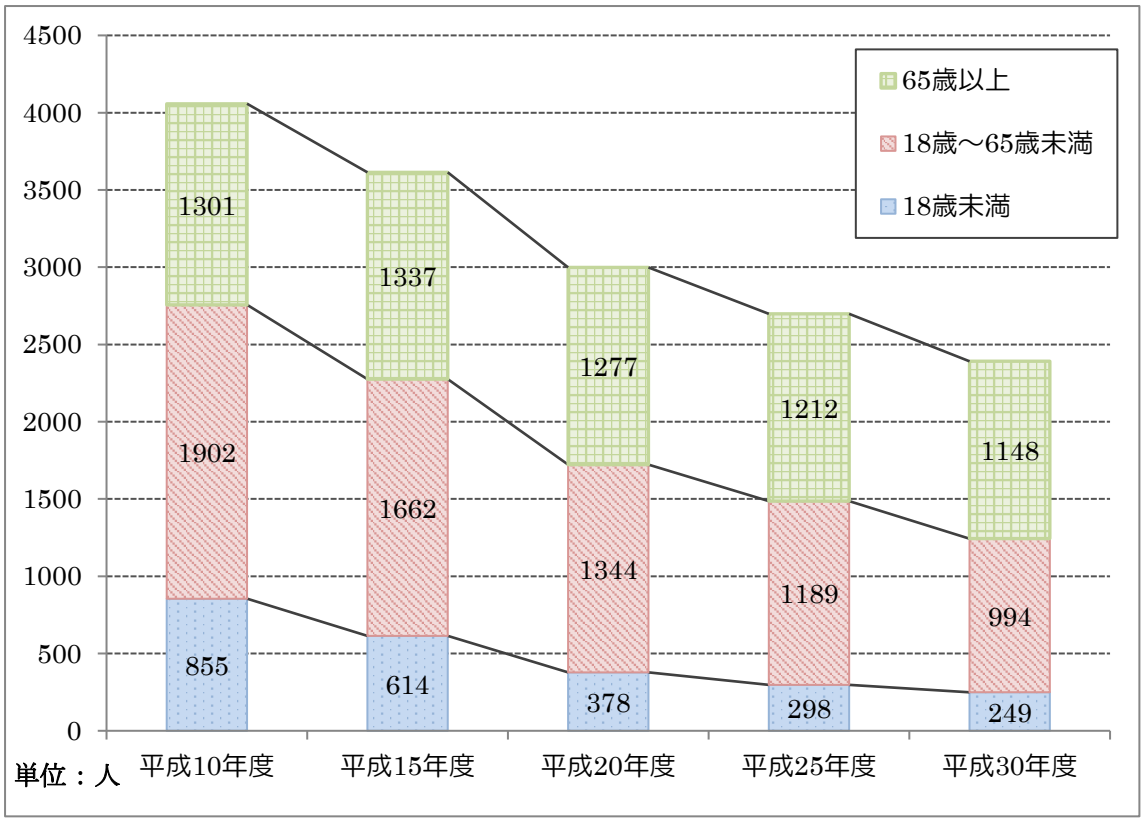

65 歳以上の人口は 20 年前とほぼ変わっていないが、18 歳～65 歳未満の人口は半減しており、18 歳未満は３分の１以下に減っている。今後も団塊世代の高齢化などにより、65 歳以上の人口以外は減少を続ける可能性が高い。

■小値賀町児童生徒数推移予想表（令和３年度以降の出生人数は予想）

単位：人	R2 年度	R3年度	R4年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
０歳児	5	9	9	9	9	9
１歳児	13	5	9	9	9	9
２歳児	11	13	5	9	9	9
３歳児	7	11	13	5	9	9
４歳児	18	7	11	13	5	9
５歳児	15	18	7	11	13	5
６歳児	14	15	18	7	11	13
未就学児計	83	78	72	63	65	63
小学１年生	12	14	15	18	7	11
小学２年生	9	12	14	15	18	7
小学３年生	14	9	12	14	15	18
小学４年生	15	14	9	12	14	15
小学５年生	8	15	14	9	12	14
小学６年生	14	8	15	14	9	12
小学生計	72	72	79	82	75	77
中学１年生	10	14	15	11	14	18
中学２年生	14	15	14	15	11	14
中学３年生	10	19	15	14	15	11
中学生計	34	48	44	40	40	43
16 歳	10	10	19	15	14	15
17 歳	14	15	10	19	15	14
18 歳	10	13	15	10	19	15
16～18 歳計	34	38	44	44	48	44
合計	223	236	239	229	228	227

■児童生徒数推移予想表（令和３年度以降の出生人数は予想）

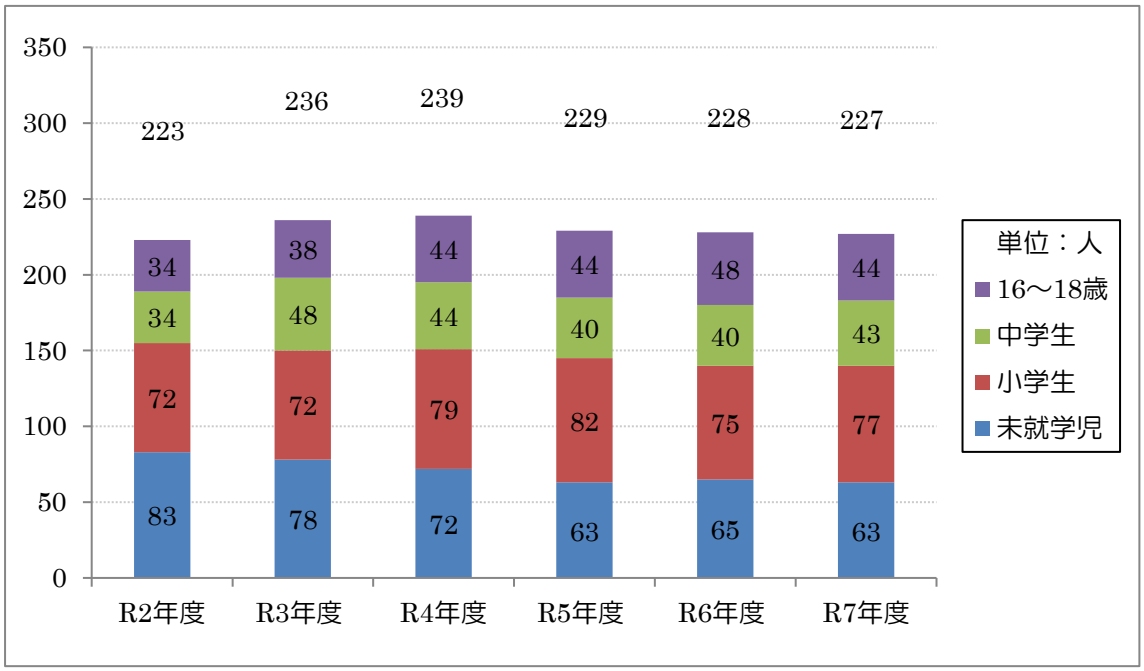

2．出産

■出生数の推移

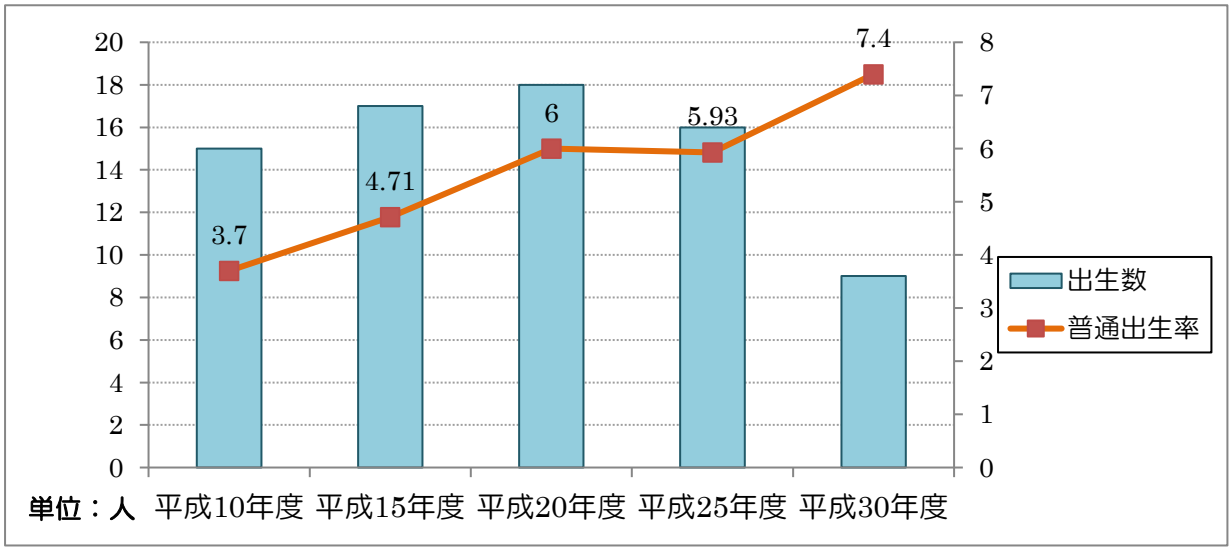

※普通出生率・・・総人口における出生数の割合
2018 年度の日本の普通出生率は 7.4

３．小値賀町子育て支援事業計画（第１期）の評価

小値賀町子ども・子育て支援事業計画の前計画であり、平成 26 年から平成 31 年までの町の子育てに関する指針である「小値賀町子育て支援事業計画（第１期）第３章 事業の推進・提供」の中で記載された事業について、基本方針の項目に分け、評価を行いました。
また、計画策定時、新規に事業目標を設定していなかった項目については、期間中、計画に沿って実施した事業について記載しています。

基本方針Ⅰ　各家庭のニーズに対応した支援の実施

核家族の増加や地域関係の希薄化により、親の抱える悩みや不安は増大しています。多様化する家族形態に対応した支援をすることで、子育てによる金銭的・肉体的・精神的負担を軽減し、楽しく子育てができる環境づくりを進めます。

基本方針における主な取り組み項目	平成 31 年度 目標	評価
●妊娠・出産・子育てにおける経済的負担の軽減	目標設定なし	基本方針に沿い、保育料の無償化等新規の事業を実施しました。
●教育・保育サービスの充実	・小値賀認定こども園の運営 ・一時預かり事業の実施 ・病児・病後児保育事業の検討 ・子育て短期支援事業の検討 ・延長保育事業の検討 ・ファミリー・サポート・センター事業の検討	目標としていた、こども園の運営、事業の検討について期間中に確実に実施する事ができました。一時預かり事業については、こども園での実施が行われています。検討したものの、実施に至らなかった事業もある為、第２期計画においても継続して検討・実施を目標とした事業があります。
●子育て支援に関する情報の発信	・地域子育て支援拠点事業の運営 ・利用者支援事業の検討	地域子育て支援拠点事業については、ぴよぴよ広場の名称で運営できており、利用者支援事業についても、こども園での相談対応が可能な体制を整える事ができています。

基本方針Ⅱ　子どもが健やかに成長できる環境の整備

母性、並びに乳幼児への支援を充実させることで、親が安心して子育てをできる環境を整備していきます。
また、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、こども期の質の高い教育・保育を提供できる体制づくりを進めます。

基本方針における主な取り組み項目	平成 31 年度 目標	評価
●母子保健の充実	・妊婦健康診査の実施 ・乳児家庭全戸訪問事業の実施	第 1 期計画期間中も継続して、町内の全対象者に対して実施する事ができました。
●子どもの健康・安全の確保	・養育支援訪問事業の対応	町内で対象者が生じた際には、対応が可能な体制を取る事が出来ています。
●放課後児童の健全な育成	・放課後児童健全育成事業の運営	放課後児童健全育成事業を開始し運営しています。

基本方針Ⅲ　地域全体で子どもの育成を支える取り組みの推進

地域全体で子どもを育てるという考えのもと、豊かな自然を活かした小値賀独自の子育てを実施することで、地域が子どもを健全に育成し、子どもたちが地域を元気にできるような地域づくりを目指します。

基本方針における主な取り組み項目	平成 31 年度 目標	評価
●地域における世代間交流の推進	目標設定なし	放課後子ども教室推進事業等により、地域住民が子ども達と、交流活動や学習支援を通して関わる機会を増加させる事ができました。
●地域での子育て活動の充実	目標設定なし	
●要保護児童対策地域協議会の体制強化	目標設定なし	代表者・実務者会議の年間開催回数を定め、定期的に開催するようになった事で、個別の会議をスムーズに開催できるようになり、対象児童の福祉に資する事ができています。
●児童遊園等、児童の健全な育成に係る施設の整備	目標設定なし	町内に設置されている遊具について一斉点検事業を行いました。危険遊具を撤去し、段階的に取り換え設置を行っています。

４．子ども子育てアンケートの結果

今計画を策定する為に実施した子ども子育てアンケート（P.25～P.43）の結果から、町内の子ども、子育て世代の現状と課題をまとめました。

アンケート結果	現状と課題
＜家族の状況＞ ・母親の就労率：85.3% ・父親の就労率：97.1% ・就労したことが無い：０名 ８時間以上の残業率 ・父親 44.1% ・母親 26.8%	○働いている人が約 9 割、そのうち父親は残業している人が半数である事から、父親に比べて、母親の方が多くの時間を家事・育児に充てている事がわかった。 ○育休等、子育て期の休暇制度を母親が活用するのにも、職場の雰囲気や制度への理解不足があったり、業務的に難しいなど、職場環境の面でハードルが存在していた。また、父親の育休取得についての意見の記載もあり、父親に対する子育て意識の向上を求めていた。 ○職場環境のハードルの背景にはマンパワー不足があることも考えられた。 ○町内の子どもの遊び場所について、設備の拡充や維持管理の必要性を感じている世帯が多い。得に大型遊具を備えた公園のニーズが高い事がわかった。 ○共働きで忙しく、預け先が欲しいが、子どもとの時間も欲しいと感じている世帯が多い。 ○町に対して医療、福祉のサービス（専門医、一時預かり、費用助成など）を拡充して欲しいという希望がある。 ○子育てに自信がない養育者や、やる気が出ない養育者は多いが、相談する人がいない人は約 3 割に抑えられている。しかし、ストレス解消法を身に付けられていない養育者も３割おり、養育者に余裕がないことが推測できる。その状況から子どもにあたるという事につながっていると考えられた。
＜育休等の制度関係＞ ・母親育休の育休未取得率：33.3% ・父親の未取得率：100% ・取得しなかった理由としては業務量の問題、制度の未整備、職場の理解が大半。	
＜公園・海水浴場について＞ ・大型遊具の設置を希望する声が多い。 ・遊具、設備に関する要望、メンテナンスに関する希望が多い。 ・休日、雨天時の遊び場を求める声がある	
＜子育て全般＞ ・医療、福祉の充実を希望する意見が多い ・子育ての悩みで多かったのは子どもとの時間が十分に取れないことであった。 ・必要なサービスで多かった意見 夜間の見守り・預かり、休日預かり、病児保育、未就園児と就園児との交流 ・小学生向けのどの放課後対策事業にも参加していない家庭：15 世帯	
＜養育者の状況＞ ・子育てに自信を持てない人：72.9% ・何もやる気が起きない人：60.4% ・ストレス解消法を身に付けられていない人：31.2% ・子どもにあたる人：43.7% ・相談できる人がいない人：27% ・回答者以外の家族の子育て状況（よくする、まぁまぁする人）：81%	

第３章　計画の基本理念と基本方針

１．計画の基本理念

親子に寄り添い、
みんなで支え合う笑顔の子育て
～おぢかっ子は島の宝～

当町では、若い世代が流出することにより、過疎化や少子高齢化が著しく進んでいます。さらには、子育て世帯の家族形態が多様化しており、子育てに対する悩みや不安感を抱える親が増えています。このような中で、町の宝である子どもが地域のなかで健やかに成長できるための体制を整備することで、子育てを行う親の抱える悩みや不安感を解消します。また、★母性及び乳幼児に対する支援を充実させることで、安心して子育てをできるようにします。そして親と町民と行政が一体となり、地域全体で心豊かでたくましい「おぢかっ子」を育てていくことを、本計画の基本理念とします。

この基本理念を基に
以下の３つを基本方針として定め、基本理念の実現を目指していきます。

Ⅰ　各家庭のニーズに対応した支援の実施

Ⅱ　子どもが健やかに成長できる環境の整備

Ⅲ　地域全体で子どもの育成を支える取り組みの推進

★　母性・・・妊娠、出産、育児という特有の機能を果たすそのもの

２．基本方針

Ⅰ　各家庭のニーズに対応した支援の実施

核家族の増加や地域関係の希薄化により、親の抱える悩みや不安は増大しています。多様化する家族形態に対応した支援をすることで、子育てによる金銭的・肉体的・精神的負担を軽減し、楽しく子育てができる環境づくりを進めます。

〇主な取り組み

妊娠・出産・子育てにおける経済的負担の軽減
教育・保育サービスの充実
子育て支援に関する情報の発信

Ⅱ　子どもが健やかに成長できる環境の整備

母性、並びに乳幼児への支援を充実させることで、親が安心して子育てをできる環境を整備していきます。

また、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、質の高い子ども期の教育・保育を提供できる体制づくりを進めます。

〇主な取り組み

母子保健の充実
子どもの健康・安全の確保
放課後児童の健全な育成

Ⅲ　地域全体で子どもの育成を支える取り組みの推進

地域全体で子どもを育てるという考えのもと、豊かな自然を活かした小値賀独自の子育てを実施することで、地域が子どもを健全に育成し、子どもたちが地域を元気にできるような地域づくりを目指します。

〇主な取り組み

地域における世代間交流の推進
地域での子育て活動の充実
要保護児童対策地域協議会の体制強化
児童遊園等、児童の健全な育成に係る施設の整備
ワークライフバランスへの理解

第４章　事業の推進・提供

１．教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、「教育・保育提供区域」ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっていますが、本町における「教育・保育の提供区域」については、中学校区が1 つであることや、行政面積が狭く幼稚園・保育所の利用が町内全域からとなっていることなどを勘案して、町内全域を１区域として設定します。

２．教育・保育の一体的提供の推進

（１）認定こども園の普及に係る基本的考え方

本町では 27 年度に町立こども園を認定こども園に移行させ、継続して運営をおこなっています。

（２）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性に係る基本的考え方及びその推進方策（より良い事業の提供に係る基本的考え方と推進方策）

乳幼児期の発達が連続性を有すること、また、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培うことに十分留意し、妊娠期を含むすべての子育て家庭に適切なサービス・事業の利用を促進するとともに、質の高い保育サービス及び、地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係機関と連携して取り組みます。

（３）教育・保育施設と地域型保育事業との連携

将来的に地域型保育事業者が町内に設置された場合、関係機関との情報の共有をはじめ、必要に応じた連携を図ります。

（４）認定こども園と小学校等の連携

本町では、認定こども園と小学校の連携を図っています。今後ともさらに連携を深め、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

３．教育・保育の量の見込み

計画期間における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

認定区分について

区分	内容
１号認定	３～５歳の学校教育のみ（保育を必要としない）の児童
２号認定	３～５歳の保育を必要とする児童
３号認定	０～２歳の保育を必要とする児童

認定こども園

		１号認定	２号認定	３号認定
令和２年度	教育・保育量の見込み	４人	39人	26人
	確保の内容（提供体制）	２０人	３５人	３２人
令和３年度	教育・保育量の見込み	６人	32人	26人
	確保の内容（提供体制）	２０人	３５人	３２人
令和４年度	教育・保育量の見込み	４人	28人	26人
	確保の内容（提供体制）	２０人	３５人	３２人
令和５年度	教育・保育量の見込み	５人	26人	26人
	確保の内容（提供体制）	２０人	３５人	３２人
令和６年度	教育・保育量の見込み	３人	26人	26人
	確保の内容（提供体制）	２０人	３５人	３２人

４．地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

〇妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	13 人	13 人	13 人	13 人	13 人
確保方策	13 人	13 人	13 人	13 人	13 人

⇒　現在、すべての妊婦を対象に実施中
　　今後も出生数に応じて実施します

〇乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	13 人	13 人	13 人	13 人	13 人
確保方策	13 人	13 人	13 人	13 人	13 人

⇒　現在は出生数に応じて実施中
　　今後も全ての乳児に対して実施します

〇地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
確保方策	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人

⇒　「ぴよぴよ広場」と「バンビちゃん」を統合し「ぴよぴよ広場」の名称で実施（週に３回。１回につき５時間）また、保護者のニーズに応じて、実施日数や実施時間の増減を図ります

〇養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

⇒　令和２年度は対象者なし
　　対象者がでれば実施します

５．　新・放課後子ども総合プラン

放課後等子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保するため、厚生労働省所管の「放課後健全育成事業」と、文部科学省所管の「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して総合的な放課後対策を実施できるよう、平成１９年度から「放課後子どもプラン」を実施し、更なる推進のため、平成 26 年には「放課後子ども総合プラン」が策定されてきました。平成３０年度に「放課後子ども総合プラン」の期間を１年前倒しして策定されたのが、「新・放課後子ども総合プラン」です。

○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	２０人	２０人	２０人	２０人	２０人
確保方策	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人

○放課後子ども教室推進事業

すべての児童を対象として、放課後や週末などに安心・安全に活動することができる居場所を設け、豊かな体験・交流の機会を定期的に提供し、地域の活性化や子どもが安心して暮らせる環境づくりに資する事業

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	３か所	３か所	３か所	３か所	３か所
確保方策	３か所	３か所	３か所	３か所	３か所

⇒　本町では、福祉事務所所管の「よりみち塾」、教育委員会所管の「おぢか山学校」及び「小値賀少年少女合唱団」を開設しています。今後も継続して実施していきます。

○一体型の令和５年度に達成されるべき目標事業量

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後子ども教室推進事業を同一の施設で実施する等、一体型による実施が推進されています。

令和５年度目標事業量	現状	一体型への課題
０か所	一体型での実施には課題があり、連携型での実施	両事業を実施できる拠点施設が無い事

⇒　小値賀町では現在、別々の施設で事業が実施されていますが、両事業で連携を取り、一体型と同様にすべての児童が放課後子ども教室のプログラムに参加できるように実施しています。小学校に余裕教室が存在しないこと、児童館などの児童福祉の拠点となる施設が町内に無いことから、同一の施設で同

事業を行うことが難しい状況であるため、目標量としては０ヶ所としますが、今後も一体型での実施に関する検討を重ねていくこととします。

○一体的な、または連携による、実施に関する具体的な方策

⇒・共通のプログラム

全ての子どもたちが学習や体験活動を一緒に行うことができるよう、共通のプログラムの充実を図り、活動プログラムの企画の段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組み、子どもたちの興味・関心やニーズ、地域の資源等を踏まえた多様なプログラムを実施します。

・子ども教室運営会議及び児童クラブ運営会議の実施

子ども教室アドバイザー及び担当係と児童クラブ支援員、及び補助員並びに担当係はそれぞれの「運営会議」を月に１回開催することとします。

○小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策

⇒　学校・家庭と放課後子ども教室及び放課後児童クラブとの密接な連携を行うことで、小学校の一時的な空き教室での放課後子ども教室の実施をはじめ、放課後子ども総合プランの円滑な運営が行えるように努めます。具体的には、福祉事務所での放課後子ども教室担当者、放課後児童クラブ担当者、小学校の「３者会」を月に１回開催しています。また、保護者との連絡カードのやり取りや日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、子どもの様子の変化や成長を関係者で共有していきます。

○教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

⇒　新・放課後子ども総合プラン運営委員会の運営を通じ、定期的な準備会議を開催する事とし、密接な連携を図ります。

○特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

⇒・健康管理センターとの連携

健康管理センターから該当児童の情報提供を受けたり、該当児童のための専門家を含む協議会の開催を依頼したりして、対応方法を考え、特別な配慮を必要とする児童への支援体制を整えることにします。

・放課後児童クラブ

個に応じた養育が特に必要と認められる場合には適宜、支援員を加配していきます。

・要保護児童への対応

虐待や不適切な養育環境におかれている要保護児童に対し、本町は要保護児童対策地域協議会が核となり、対応にあたっています。日々の生活態度や様子から知り得る情報は非常に重要で、関係機関との連携を要することは明らかであり、要保護児童対策地域協議会を中心とした情報と支援の連携を進めていきます。

○地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み

⇒・多様化する放課後支援ニーズ

女性の社会進出等により、生活スタイルや就労形態の多様化に伴い、放課後支援に対するニーズも多様化しており、可能な限り柔軟に対応し、サービスの充実を図ります。

・新たなニーズへの対応

子どもと保護者に不安のない事業を展開するために、保護者との対話を持ち、協力を得ながら進めます。また、就労形態の多様化により、規定の利用時間では対応できないケースが増えていくことも想定されます。また、利用児童数の増加も予測されることから、施設の増所等も含めて対応する必要があります。

○子ども教室アドバイザー及び放課後児童支援員の資質向上

⇒　放課後子ども教室アドバイザー及び放課後児童支援員は各種研修会に積極的に参加し、常に自己研鑽に努めることとします。

○地域との交流

⇒　児童クラブでは、地域の福祉施設に入所している高齢者や障がい者の方々との触れ合いを通じ、豊かな心を育んでいきます。

６．　今計画中に実施を見込む事業

【 新たに実施する事業 】

〇遊具の集約・総合整備事業

⇒　大型遊具の設置場所の検討を重ね、今計画中の集約を目指して検討・整備を進めていきます。

〇ワークライフバランスについての広報事業

町内事業所における育児休業制度、短時間勤務制度等への理解を深めることで、子育て世帯の制度利用を促進し、出産へのハードルを下げる事を目的とする事業

⇒　年に数回、町広報誌への掲載や町内事業所への広報を行います。

〇一時預かり事業

主として昼間に、家庭での保育が一時的に困難になった乳幼児について、理由を問わず、一時的に預かり必要な保護を行う事業。

⇒　令和３年度より実施を目指して検討を進めています。

〇子育て世代包括支援センターの設置・運営

次の①～④の業務を行い、子育て世代を包括的に支援する為のセンターを設置運営する。

①妊産婦・乳幼児などの実情把握

②妊娠･出産･子育てに関する各種相談に応じ、必要な情報提供･助言･保健指導

③必要に応じて支援プラン等を作成

④保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整

⇒　令和３年度からの設置・運営を目指して整備を進めていきます。

〇小児専門医による外来

小値賀町国民健康保険診療所において、小児専門医による外来を開設する事業を令和２年度より試験実施予定です。

【 必要に応じて実施に向けて検討する事業 】

〇病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師が一時的に保育する事業

⇒　必要に応じて、実施に向けて検討していきます

〇子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

⇒　必要に応じて、実施に向けて検討していきます

〇延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園において保育を実施する事業

⇒　必要に応じて、実施に向けて検討していきます

〇ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⇒　必要に応じて、実施に向けて検討していきます

〇産前産後サポート事業

産前産後の母親に寄り添い、相談に乗り、孤独感や育児の不安を軽減する事業

※専門的ケアや指導が目的ではない

⇒　必要に応じて、実施に向けて検討していきます。

〇産後ケア事業

身体的回復と心理的な安定の促進が必要な母親に対して、母親自身のセルフケア能力をはぐくみ、健やかな育児が出来る様に支援する事業

⇒　必要に応じて、実施に向け検討していきます。

【 必要に応じて充実を図る事業 】

〇園庭開放事業

こども園に通っていない乳幼児が、保護者と一緒に他の子ども達と遊ぶことにより、同年齢の子どもとの交流を促し、親の子育ての参考とします。

〇雨天の遊び場、休日の遊び場としての施設活用を検討します。

〇交通安全灯の設置・維持管理

通学路・集落間を結ぶ街路灯の維持管理を推進します。

〇こども 110 番の家

子どもが不審者から声をかけられたり、追いかけられたりした場合、助けを求めて駆け込める家を設置し、犯罪に巻き込まれる事を防止します。

〇子育て支援講演会・講座の実施

子育て中の親の意識啓発の為の講演会や講座を実施します。

関連資料

第１節　子ども・子育てアンケート調査結果

（配布 95 部、回収 85 部、回収率 89.4%）

お子さんとご家族の状況についてうかがいます。

問１　お子さんは何人いますか。妊婦が居る家庭は、妊娠中のお子さんを含めた人数をご記入ください。

1 人	30	3 人	19
2 人	31	4 人以上	5

問２　この調査票にご回答いただく方はどなたですか。宛名のお子さんからみた関係でお答えください。当てはまる番号１つに〇をつけてください。

1. 親	83	2. 祖父母	1	3. その他	0

問３　お子さんの保護者の就労状況（自営業、家族従事者含む）

	1. フルタイムで就労している	2. パート・アルバイトで就労している	3. 現在は就労していない	4. これまで就労したことがない
父親	69 人	0 人	2 人	0 人
母親	45 人	25 人	12 人	0 人

問４　問３で「就労している」に〇をつけた方に伺います。

①１週間当たりの就労日数

	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日
父親	1 人	0 人	0 人	7 人	48 人	8 人	3 人
母親	0 人	0 人	3 人	0 人	29 人	20 人	13 人

②１日当たりの就労時間（残業時間含む）

	～4H	～6H	～8H	～10H	～12H	～24H
父親	0 人	1 人	48 人	17 人	10 人	11 人
母親	5 人	11 人	33 人	15 人	3 人	0 人

問４-１　問３で「就労している」に〇をつけた方に伺います。家を出る時間と帰宅時間を数字でお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。

※時間は、必ず　（例）８時～１８時のように、２４時間制でお答えください。

（１）父親　家を出る時間　平均　7.6 時　　帰宅時間　平均　17.6 時

（２）母親　家を出る時間　平均　8.4 時　　帰宅時間　平均　16.5 時

問４-２　問３で「２.パート・アルバイト等で就労している」に〇をつけた方のフルタイムへの転換希望について

１. フルタイム希望実現見込み有り	2. フルタイム希望実現見込み無し	3. パート・アルバイト希望	4. 子育て・家事に専念したい
３人	５人	16 人	１人

問４-３　問３で「３.以前は就労していたが、現在は就労していない」または「４.これまで就労したことがない」に〇をつけた方の就労したいという希望について伺います。

1. 子育てや家事に専念したい	2. 末子が〇歳になった頃に就労したい	3. 子どもを預かる場所があれば就労したい	4. すぐにでも、就労したい
２人	５人	０人	４人

無回答３名

育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度についてうかがいます。

問５　お子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得した事がありますか。

	１. 取得した（取得中）	2. 取得していない	3. 働いていなかった
母親	26 人	13 人	31 人
父親	０人	58 人	１人

問５-１　問５で「2.育児休暇を取得していない」を選んだ方に育休を取得しなかった理由について選んでご記入ください（いくつでも）

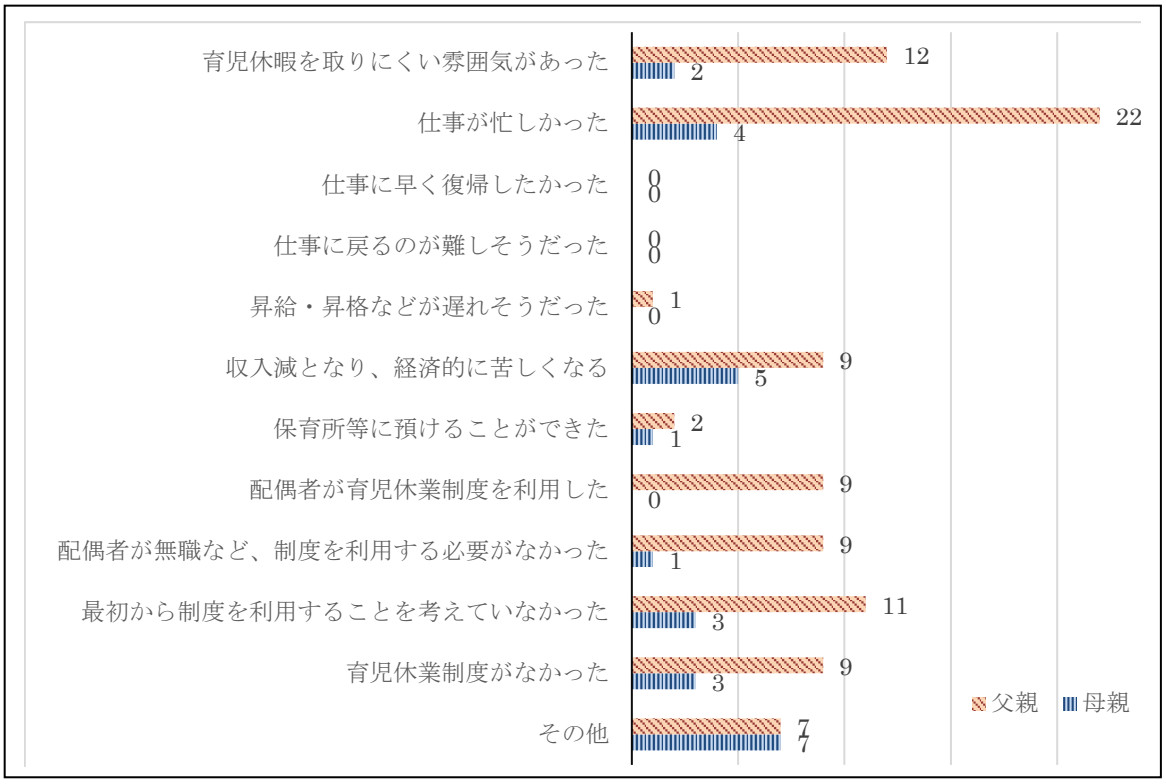

問５-２　問５で母親が「1.取得した（取得中）」と回答した方にうかがいます。
育児休業取得後、職場に復帰しましたか。当てはまる番号に〇をつけてください。

1. 育児休業取得後､職場復帰した	2. 現在も育児休業中である	3. 育児休業中に離職した
20 人	2 人	3 人

問５-３　問５で「１．取得した(取得中)」と回答した方にうかがいます。どの程度の期間育児休業を取得しましたか。また、満足のいく育児休業期間を取得できなかった方はその理由を問５-１からすべて選んでご記入ください。

（１）父親　期間：　0 か月　理由　取得した人がいなかった
（２）母親　期間：　平均 11.8 か月　理由（２人）１　（１人）2.3.5.6.10　※5-1 の順

問６　育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度についてご意見・ご要望を自由にご記入ください。※記載の為に意見を要約しています。

育児休業への理解
・職場の育児休業に対する理解不足や、伝えづらさへの不満、辛さから、理解を深め、配慮してほしいという要望がありました。
・代替え職員の不足を訴える声もありました。

短時間勤務制度について
・仕事量の兼ね合いで現実的に制度を活用できないという声がありました。
・復職後数か月だけでも利用したいという声がありました。

子育て中の休暇について
・休みを取りやすい状況にして欲しいという要望がありました。
（時間休、有休での看病休、授乳休、予防接種や健診に使える休暇）

父親の育児参加について
・周囲の認識に対する不満（親族、職場で育児は母親がするもの、育児休業は母親が取るものという認識がある）の声がありました。
・転入世帯の父親を見本として、育児参加への認識が変わっていくと良いと思うとの声がありました。

母親同士の交流の場を求める意見
・周囲との認識のズレに悩む母親が多いという声がありました。

小値賀町内の児童公園に関してうかがいます。

問７　お住まいの住所の番号に〇をつけてください。

笛吹・前方・中村・大島	柳・浜津・斑
74 人	7 人

問８　児童公園について、利用していますか。当てはまる番号１つに○をつけてください。

1. よく利用する	2. たまに利用する	3. 利用しない
14 人	53 人	16 人

問８-１　問８で「１．よく利用する」または「２．たまに利用する」と答えた方にうかがいます。利用している公園の番号すべてに○をつけてください

1. 浦町公園	2. 西町公園	3. 柳公園	4. 斑公園	5. その他
15 人	65 人	21 人	0 人	15 人

問９　海水浴場について、利用していますか（夏の海水浴として）当てはまる番号１つに○をつけてください。

1. よく利用する	2. 利用していない
72 人	10 人

問９-１　問９で「１．よく利用する」と答えた方におうかがいします。利用している海水浴場の番号すべてに○をつけてください

1.柿の浜海水浴場	2.斑海水浴場	3.船瀬海水浴場	4.その他
68 人	3 人	14 人	3 人

問１０　児童公園以外の園地（公園）についてお聞かせください。 特に利用頻度が高い園地がありましたら当てはまる番号に○をつけてください　(複数可)。

1. 愛宕園地	2. 番岳園地	3. 斑園地	4. 赤浜園地	5. 黒島園地	6. 前浜公園	7. 全く利用しない
5 人	1 人	4 人	20 人	0 人	37 人	26 人

問１１　子どもの遊び場、観光客、帰省客の利便性向上のために、小値賀町で大型遊具の設置を検討しています。遊具の設置についてお聞かせください。児童公園以外の上記、園地（公園）に遊具の設置は必要ですか。

1.必要	2.必要ない
57 人	3 人

問１２　問１１で「１．必要」と答えた方におうかがいします。大型遊具の設置が必要と思われる園地（公園）について、当てはまる番号１つに○をつけてください。

1. 愛宕園地	2. 番岳園地	3. 斑園地	4. 赤浜園地	5. 黒島園地	6. 前浜公園	7. その他
1 人	2 人	2 人	26 人	1 人	24 人	6 人

問１３　問１０で「７．全く利用しない」と答えた方におうかがいします。 大型遊具が設置されることになれば、児童公園以外の園地（公園）を利用すると思いますか。

1.利用すると思う	2.利用しないと思う
22 人	3 人

問１４　児童公園・海水浴場についてのご意見・ご要望をご自由にご記入ください。※記載の為に意見を要約しています。

公園に関する事
・遊具設置の要望
　砂場が欲しい、1～2 才児用の遊具が欲しい、小浜町の広場に遊具を設置して欲しい、大型遊具としてターザンロープやアスレチック公園が欲しい、広い場所に設置してほしい。
・設備に関する要望
　日よけ・手洗い場・トイレ(多目的トイレやおむつ替えシート付トイレ)を整えてほしい。
　大型遊具は、駐車場も十分確保できる所に設置して欲しい。
・メンテナンスの要望
　遊具の定期点検、利用の可否の表示を継続して欲しい。設備を清潔に保って欲しい。

柿の浜に関する事
・道路や駐車場を広く整備して欲しい。
・設備整備をして欲しい（側溝の蓋、温水シャワー洋式トイレ、草刈り）
・監視員を置いて欲しい
・マリンスポーツのスペースと子どもの遊泳スペースを分けて欲しい(急な波に対応出来ない為)

船瀬海水浴場に関する事
・施設の再利用を検討して欲しい（トイレの開放、バーベキュー場の整備など）

その他
　雨の日でも遊べる場所が欲しい。総合体育館を小さい子も利用できるようにして欲しい。
　休みの日にこども園等を開放して欲しい。

子育て全般についてうかがいます。

問１５　子育て支援として、身近な地域の人にどのようなことを期待しますか。当てはまる番号すべてに〇をつけてください。

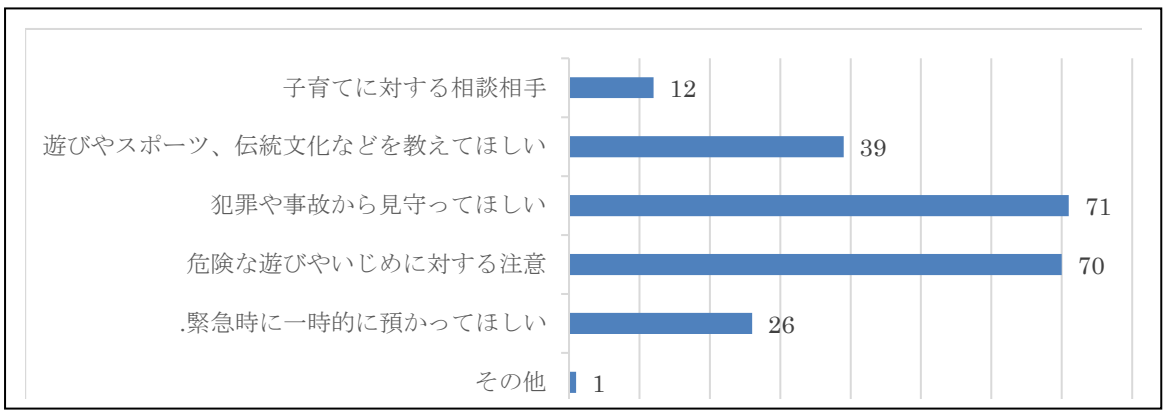

問１６　子どもを健やかに生み育てるために、町にどのようなことを期待しますか。当てはまる番号すべてに〇をつけてください。

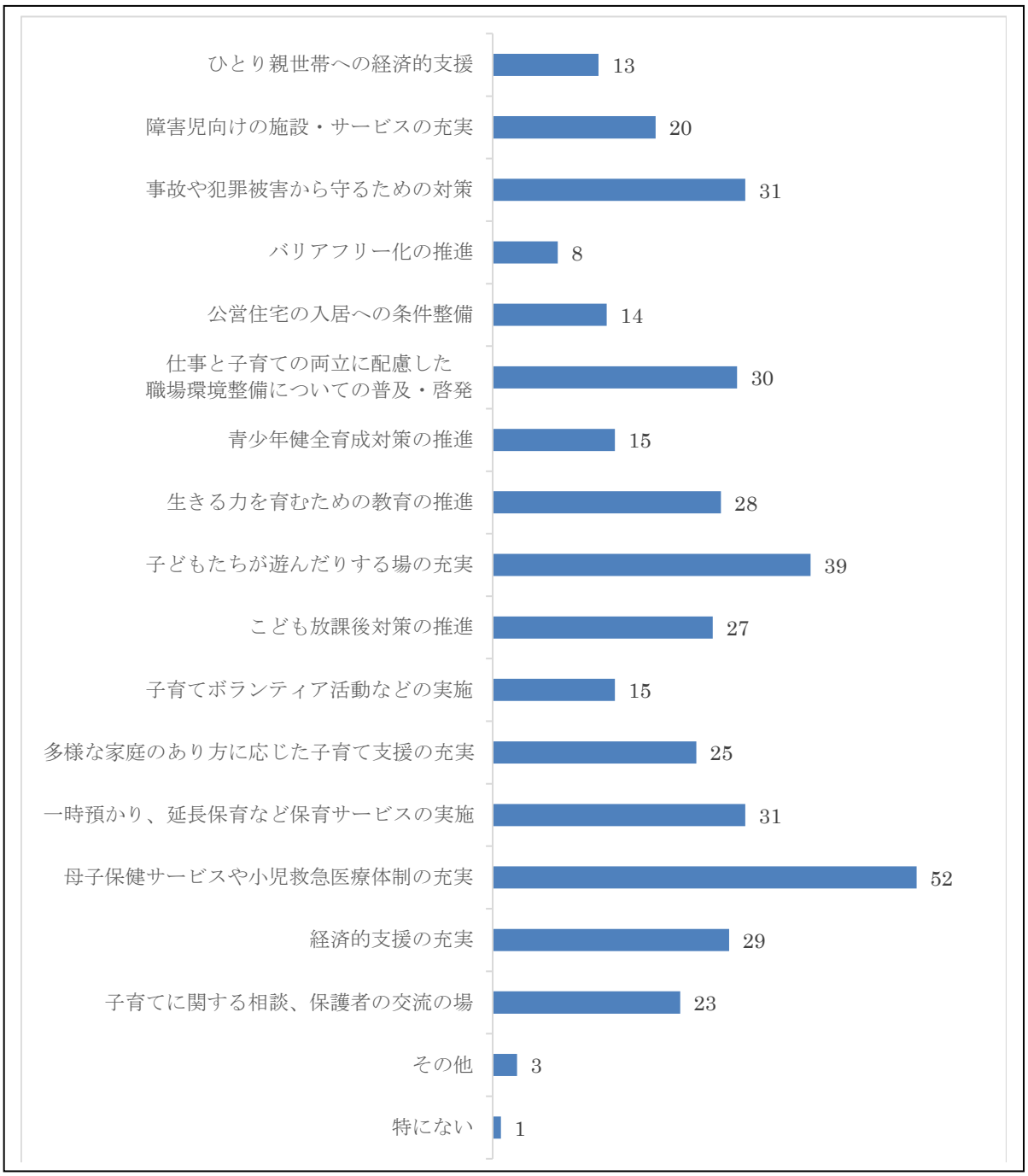

・その他の意見

・病児一時預かりサービスあればいい。
・住居確保。こども園に入っている子が多く、入園していないと遊ぶ子が少ないので交流できる場があると嬉しいです。

問１７　子育てに関して、日頃悩んでいることはありますか。あてはまる番号すべてに〇をつけてください。

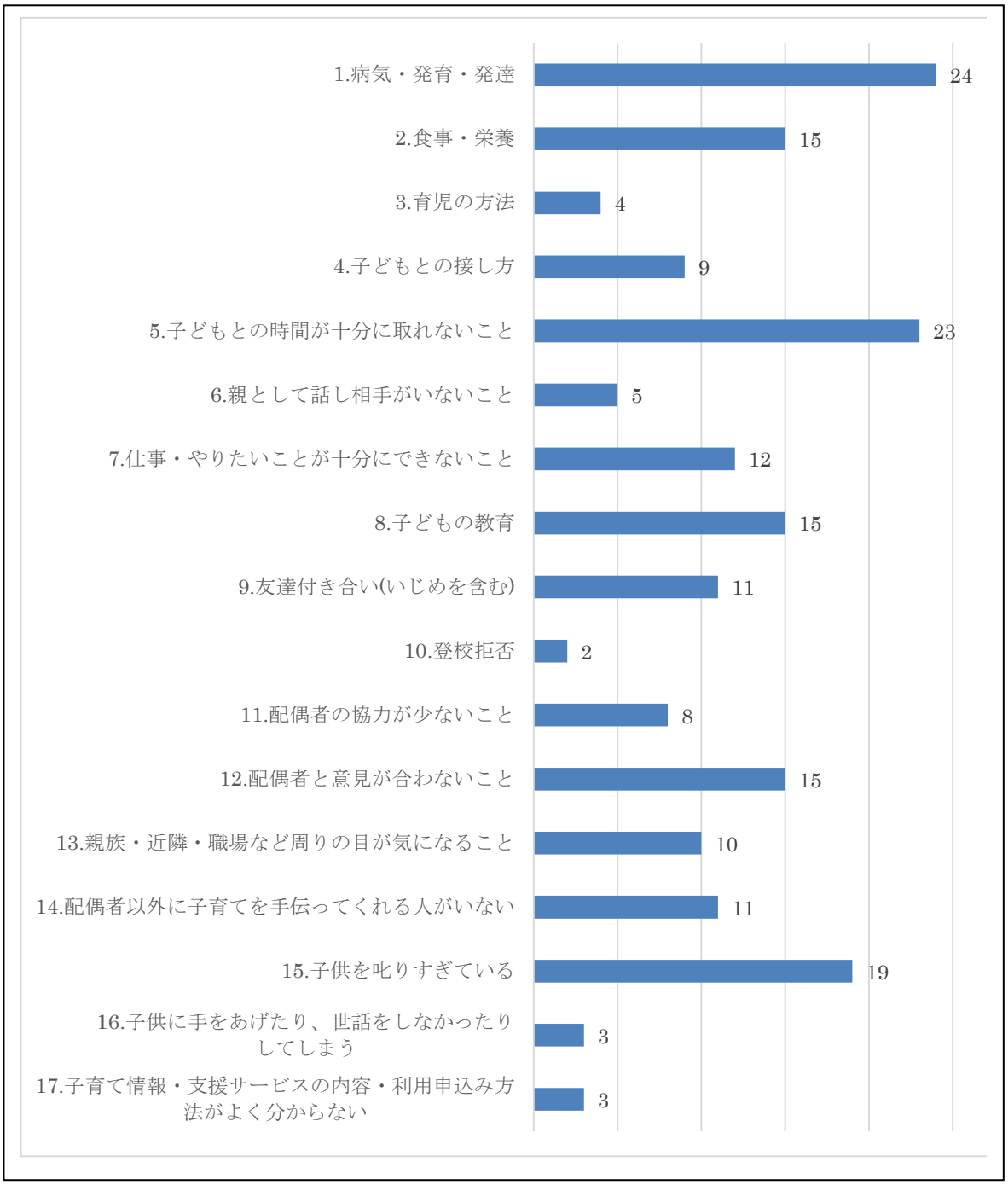

・その他の意見

- 仕事で夜に家を開けることがあり、親の不在時に子供が一人で過ごす時間が心配（特に夜間）。夜に子供を預かってくださる方がいらっしゃると助かります。
- ほとんどの子がこども園に行っているので遊ぶ子がいない。
- 専門の病院が無くてわざわざ佐世保に行くのがめんどう

問１８　子育てをする上で、特に不安に思っていることや、困っていることはどのようなことですか。当てはまる番号１つに○をつけてください。

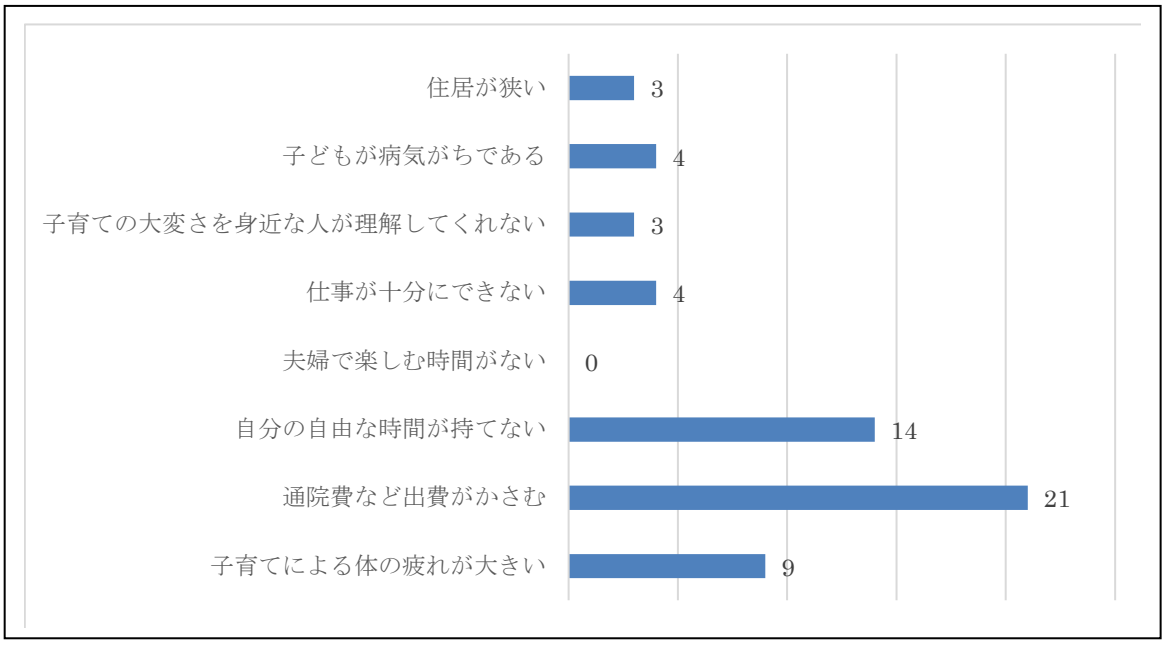

・その他の意見

・友達が少ない。遊びに行く場所もない
・ひとり親なので自分が心身ともに健康で働き続けることができるか
・こどもの歯が弱く虫歯ばかりでも小児歯科に中々通えないこと
・病院（小児科、眼科、耳鼻科）がないこと
・ワンオペ育児、夫の仕事が忙しくてほぼ留守

問１９　お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人や相談できる場所はありますか。当てはまる番号１つに○をつけてください。

1. ある	2. ない
70 人	7 人

問１９-１　問１９で「１．ある」に○をつけた方にうかがいます。お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

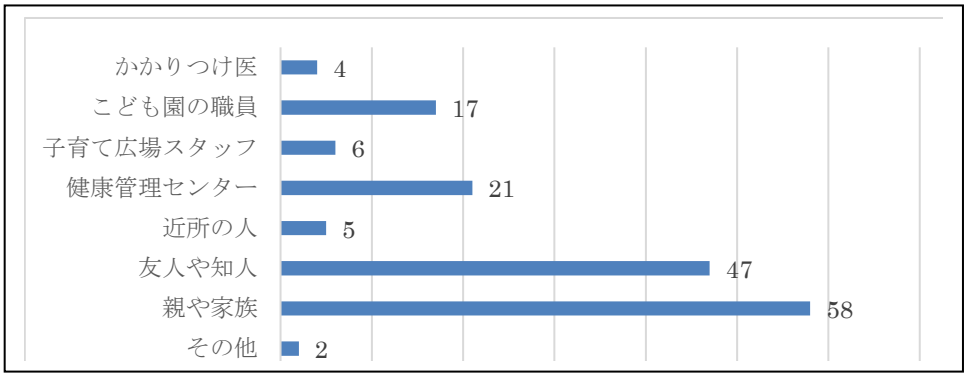

問２０　最後に、教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。※記載の為に意見を要約しています。

こども園について
・こども園が週 6 日開園しているのに、利用は週 5 日までである事で、家事、育児の負担がある（週の勤務日数が少なくても同じ条件なので、うらやましい）
・子ども園のバスが欲しい
・保育料の無償化よりも、保育士の処遇改善をしてあげて欲しい。

預かりに関して
・夜間のベビーシッター的なものが欲しい

医療について
・耳鼻科、皮膚科の外来が欲しい
・診療所の対応改善をしてほしい。初診でも検査キットでの血液検査や点滴の実施等
・専門医に常駐してもらいたい。

その他
・支援者の理解が少ない。知識もなく、相談できない
・通学路の整備、街灯の管理を継続してほしい
・守秘義務を徹底してほしい
・イベントの合併をしてほしい
・父親育てをしてほしい
・生活の為にこどもと満足に関わることが出来ず不満。
・高校の存続や廃校等の方針については、早めに伝えて欲しい。

妊娠中のお子さんを含め、小学校入学前のお子さんが居るご家庭が回答してください。

妊娠・出産について

問１　妊娠中体重は約何 kg 増えましたか？

10 kg以上	7 kg以上 10 kg未満	7 kg未満
14 人	20 人	15 人

問２　妊娠中、バランスのとれた食生活を心がけましたか？

かなり心がけた	まあまあ心がけた	あまり心がけなかった	全く心がけなかった
6 人	32 人	10 人	2 人

問３　妊娠中、規則正しい生活を心がけましたか？

かなり心がけた	まあまあ心がけた	あまり心がけなかった	全く心がけなかった
4 人	38 人	6 人	2 人

問４　妊娠中、タバコを吸っていましたか？

常に吸っていた	時々吸っていた	ほとんど吸わなかった	全く吸わなかった（もともと吸っていない）
0 人	4 人	2 人	44 人

問５　妊娠中、家族でタバコを吸っている方がいましたか？

吸っていた	吸っていなかった
23 人	27 人

問６　妊娠中、無理をすることがありましたか？

かなりあった	時々あった	あまりなかった	全然なかった
10 人	28 人	10 人	2 人

問６-1　問６で「かなりあった」「時々あった」のどちらかに回答した方にうかがいます。何に対して無理をされましたか？（複数回答可）

仕事	家事	育児	介護	その他
22 人	18 人	16 人	0 人	1 人

問７　妊娠中または後に妊娠高血圧症候群や妊娠糖尿病（尿糖が高い）など診断されたことがありますか？

はい	いいえ
5 人	45 人

問８　妊娠中の妊婦が快適に過ごせるように、またその家族を支援するためにこういうものがあったら良い（必要ではないか？）と思うものを、自由に記入してください。
※記載の為に意見を要約しています。

・婦人科の先生の定期健診
・妊婦さん向けの運動や身体を動かす場など妊婦教室（運動不足になりがち、体重管理）
・産後、兄妹の一時預かりの期間をもう少し長くしてもらえたら助かります。
・抱き枕などの妊婦グッズのレンタルがあればいい。

問９　現在実施されている、妊婦の為の制度（交通費、宿泊費の助成など）について、ご意見があれば、自由に記入してください。※記載の為に意見を要約しています。

交通費の助成に関して
・すべての交通手段に適応して欲しい。手続きをもっと手軽にして欲しい。療育、通院の交通費も導入して欲しい。定期健診以外の妊婦の通院にも対応して欲しい。

出産前の宿泊費助成について
・上限ありの全額補助の要望、里帰りの場合の産前の負担軽減の要望

その他
・産前産後の上の子（3 歳未満）のこども園の預かり期間延長の要望

問１０　妊娠期の情報（制度や生活など）はどこから入手していましたか？（複数回答可）

産婦人科などの医療機関	母親など家族	近所の人	友人	保健師	妊婦相談（管理センター）	インターネット	雑誌
34 人	18 人	3 人	21 人	14 人	14 人	32 人	15 人

問１１　妊娠中に母子手帳を見たり記載したりしましたか？

よく見ていた	たまに見ていた	あまり見ていなかった	全く見ていなかった
23 人	20 人	7 人	0 人

家庭での育児について

第１子を妊娠中の家庭は、生まれた後の状況を予想して回答してください。

問１２　ゆっくりした気分でお子さんとすごす時間がありますか？

たくさんある	まあまあある	あまりない	ない
4 人	31 人	13 人	0 人

問１３　自分のために使える時間がありますか？

たくさんある	まあまあある	あまりない	ない
1 人	11 人	27 人	9 人

問１４　自分の育児に自信がもてないことがありますか？

よくある	まあまあある	あまりない	ない
11 人	24 人	13 人	0 人

問１５　なにもやる気が起こらないことがありますか？

よくある	まあまあある	あまりない	ない
8 人	21 人	15 人	4 人

問１６　毎日子どもと一緒にいると、嬉しいこと楽しいこともあれば、時に疲れたり、嫌になったり、なんで私だけと悲観的になったりすることもあると思います。そんな時、その気持ちを少しでも解消する方法を何か自分なりに身につけていますか？

かなり身に付けている	まあ身に付けている	あまり身に付けていない	身に付けていない
1 人	32 人	13 人	2 人

問１７　子どもを無視したり、必要以上に強くたたいたり、感情的な言葉をぶつけたりすることがありますか？

よくある	時々ある	あまりない	ない
4 人	17 人	16 人	11 人

問１８　回答者以外の家族は、育児や家事をしていますか？

よくする	まあする	あまりない	しない
14 人	25 人	5 人	4 人

問１９　回答者以外の家族は、お子さんとよく遊びますか？

よく遊ぶ	時々遊ぶ	あまり遊ばない	遊ばない
19 人	25 人	3 人	1 人

問２０　回答者以外の家族と子育てのことで話しあいますか？

よく話す	時々話す	あまり話さない	話さない
21 人	16 人	8 人	3 人

問２１　育児のことに関わらず、あなたが悩んでいる時、気軽に相談できる人がいますか？

たくさんいる	まぁまぁいる	あまりいない	いない
3 人	32 人	12 人	1 人

問２２　以下にあげる項目であなたが該当するものすべてに〇をつけて下さい。

あなたが、病気で寝込んだ時に、子どもの身の回りの世話をしてくれる人がいる	39 人
分からないことがあると、よく教えてくれる人がいる	15 人
家事をやってくれたり、手伝ってくれる人がいる	30 人

問２３　近所の人と挨拶をかわしていますか？

いつもかわしている	時々かわしている	あまりかわしていない	かわしていない
28 人	16 人	3 人	1 人

問２４　育児支援でこんなのがあったら良い(必要ではないか？)と思うものを自由に記入してください。※記載の為に意見を要約しています。

・島外への長期通院の交通費負担が大きい。保護者１名分の補助があると良いと思います。
・産前産後の家庭支援ヘルパーサポート　・ファミリーサポート・ブックスタート事業
・離乳食・幼児食の教室・ベビーマッサージ
・子どもを遊ばせられる施設でランチまでできる場所。子どもといっしょに食べることも出来るし、モニターで子どもの様子も見れる。
・気軽に利用できる６カ月未満の一時預かり制度。一時間単位レベルでも。
・病児保育

問２５　予防接種の方法についてうかがいます。小値賀町では定期予防接種を集団で実施していますが、今後個人で医療機関と調整をして実施する個別接種への移行を検討しています。その場合、通知はなく個人で予約をとる必要があると想定しておりますが、個別接種への不安な声などありましたらお聞かせください。

通知について
・接種漏れが不安、通知を継続して欲しい。
・乳児相談の際に確認してもらえると助かる。

町外での接種について
・町外の医療機関で受けられる様にして欲しい。費用の助成があると受けやすい。
・医療機関の紹介をして欲しい。
・首すわり前の町外接種は移動が大変。

個別接種について
・個別接種の方が良い。体調を崩した時等、別日対応がしやすい。
・全く知らない保護者には説明会があると良い。

問２６　お子さんの発達（ことばや身体）について相談できる機会（相談会）が町内にあることを知っていますか？

知っている	知らない
31 人	17 人

問２７　お子さんの成長や発達について相談できる場所がありますか？

ある	ない
34 人	9 人

問２８　発達障害という言葉を聞いたことがありますか？

ある	ない
44 人	0 人

問２８-1　問２８で「聞いたことがある」と回答した方にうかがいます。発達障害の種類や具体的な対応方法を知っていますか？

知っている	知らない
28 人	20 人

子どもの育ちをめぐる環境についてうかがいます。

第１子を妊娠中の場合は、生まれた後の状況を予想して回答してください。

問２９　お子さんの子育て（教育を含む）を主に行っている方はどなた（施設）ですか。お子さんからみた関係で当てはまる番号に〇をつけてください。(第１子を妊娠中の場合は、生まれた後の状況を予想して回答してください。)（複数回答可）

1. 父母共に	2. 主に母親	3. 主に父親	4. 主に祖父母	5. こども園	6. 子育て広場(ぴよぴよ広場)	7. その他
24 人	21 人	1 人	4 人	27 人	1 人	1 人

問３０　お子さんの子育て（教育を含む）に、もっとも影響すると思われる環境の番号に○をつけてください。

1. 家庭	2. 地域	3. こども園	4. 子育て広場	5. その他
29 人	0 人	12 人	0 人	0 人

問３１　日頃、お子さんを預かってもらえる親族・知人はいますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる	16 人
2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる	20 人
3. 日常的に子どもを預けられる友人・知人がいる	3 人
4. 緊急時もしくは用事の際には子どもを預けられる友人・知人がいる	4 人
5. いずれもない	10 人

問３１-１　問３１で「１.日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」または「２．緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」に○をつけた方にうかがいます。祖父母等の親族に預かってもらっている状況についてお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 祖父母等の親族が子どもを預かることについては、特に問題はない	22 人
2. 祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である	8 人
3. 祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である	7 人
4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい	10 人
5. 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、すこし不安がある。	4 人
6. その他	0 人

問３１-２　問３１で　「３.」または「４.」に○をつけた方にうかがいます。友人・知人に預かってもらっている状況についてお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 友人・知人が子どもを預かることについては、特に問題はない	0 人
2. 友人・知人の身体的負担が大きく心配である	0 人
3. 友人・知人の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である。	2 人
4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい	1 人
5. 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、すこし不安がある。	0 人
6. その他	0 人

問３２　小値賀こども園を利用されている方にうかがいます。こども園を利用されている主な理由として当てはまる番号すべてに○を付けてください。

1.お子さんの教育や発達のため	28 人
2.お子さんの身の回りの世話をしている方が、昼間みる事ができないから	30 人
3.その他	5 人

問３３　小値賀こども園を利用されている方にうかがいます。お子さんの病気の際の対応について、この１年間に、お子さんが病気やケガで通常のこども園利用が出来なかった事はありますか。当てはまる番号１つに○をつけてください。あった場合は、この半年間に行った対処方法として当てはまる記号すべてに○をつけ、それぞれの日数も数字でご記入ください（半日程度の対応の場合も１日とカウントしてください)。

１．あった・・・２７人
　ア．父親が休んだ・・・１９人　平均　３．１日
　イ．母親が休んだ・・・２７人　平均　９．３日
　ウ．（同居者を含む）親族・知人に預けた・・・８人　平均　６．３日
　エ．就労していない保護者がみた・・・０人
　ク．仕方なく子どもだけで留守番をさせた・・・０人
　ケ．その他・・・０人
２．なかった・・・７人

問３４　現在、小値賀町では実施していない事業の利用希望についてうかがいます。
もしあれば､利用したい事業はありますか｡当てはまる番号すべてに○を付けて、一年間のおおよその希望利用日数を記入してください。※利用には、すべて一定の利用料がかかります。

１．病児・病後児のための事業（病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、診療所・保育所などに付設されたスペースで預かります。なお、利用前にかかりつけ医の受診が必要となります。）
２２人　　一年間に　平均　９．１日　程度利用したい

２．ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業。宿泊も可　能）
１２人　　一年間に　平均　７．６日　程度利用したい

３．夜間養護等事業：トワイライトステイ（児童養護施設等で休日・夜間、子どもを預かる事業）
７人　　一年間に　平均　１０日　程度利用したい

子育て広場(ぴよぴよ広場)の利用状況についてうかがいます。

問３５　現在、小値賀町で実施されている、地域子育て支援拠点事業「子育て広場(ぴよぴよ広場)」をどの程度利用されていますか。当てはまる番号１つに○をつけてください。

１．利用している・・・７人　　１ヶ月当たり　平均　２．８回 程度
２．利用していない・・・３４人

問３５-１　問３５で「１．利用している」に○をつけた方にうかがいます。利用しての感想として、当てはまる番号すべてに○をつけてください。

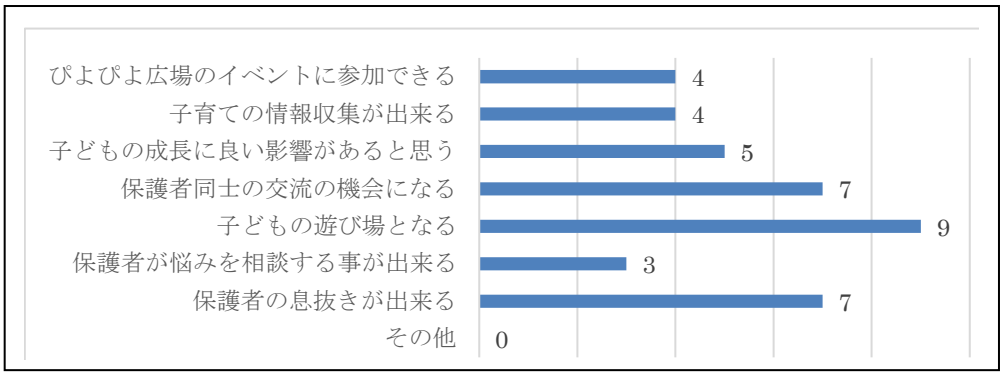

問３５-２　問３５で「２．利用していない」に○をつけた方にうかがいます。その理由として当てはまるものすべての番号に○をつけてください。

1. 開催日、時間が合わない	19 人
2. 子どもの年齢に合わない	8 人
3. 内容に魅力を感じない	0 人
4. ぴよぴよ広場が開催されていることを知らなかった	0 人
5. 今後利用していると思っている	6 人
6. その他	6 人

問３６　地域子育て支援拠点事業「ぴよぴよ広場」の活動に関して、今後取り組んで欲しい内容などのお考えをお聞かせください。

・同じ年の子ども園に通っている子との交流
・リズム遊びなど、子ども園でしているような事の体験
・プレ保育、プレ幼稚園のような体験

宛名のお子さんの「キッズルーム」の利用状況についてうかがいます。

問３７　小値賀町で無料開放されている「キッズルーム」を利用されていますか。当てはまる番号１つに○をつけてください。また、「１．利用している」に○を付けた方は利用の頻度についてもご記入ください。

1. 利用している・・・１９人　　１ヶ月当たり　平均１．８回　程度

2. 利用していない・・・２４人

問３７-１　問３７で「１．利用している　」に〇を付けた方にうかがいます。利用しての感想として当てはまる番号すべてに〇をつけてください。

1. 子どもの遊び場となる	2. 保護者同士の交流の機会になる	3. 外出機会が増え、リフレッシュできる	4. その他
18 人	6 人	7 人	1 人

・その他の意見

・家がきれい。家で遊ぶとおもちゃで大変になる。

問３７-２　問３７で「１．利用している」に〇を付けた方にうかがいます。利用しているなかで、また、利用したいと考える中で、改善してほしい点、取り組んで欲しい内容があれば、自由に記載してください。(主な意見)

・夕方 17：30、18：00 までの開放（乳幼児はお昼寝をするので起きて遊びに行ける場所があったらとっても嬉しいです。）
・ひとりでもスタッフがいてくれている方が行きやすい。
・満足しています。休日雨の日など出かける場所がないので助かっています。
・利用者が責任をもって片付けするようになるといいです。
・土日だけではなく、祝日も開放して欲しい。

問３７-３　問３７で「２．利用していない」に〇を付けた方にうかがいます。利用していない理由として、当てはまる番号すべてに〇を付けてください。

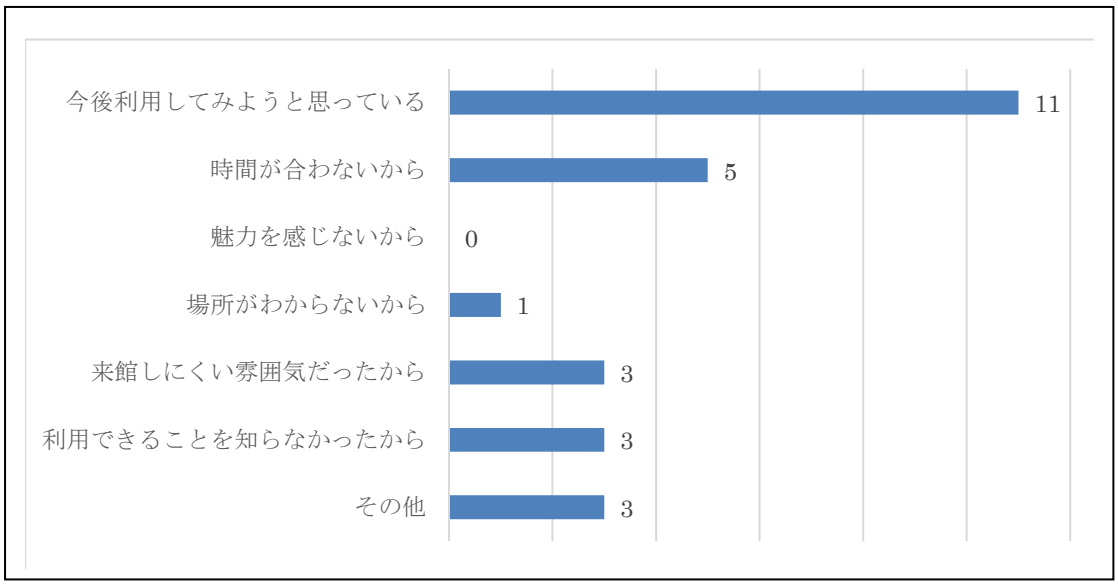

問３７-４　問３７で「２．利用していない」に○を付けた方にうかがいます。今後取り組んで欲しい点があれば、自由に記載してください。

・土日も仕事があるので、なかなか行けていないのですが、一度出かけた時には臨時休館していました。開館スケジュールをこども園の掲示板に貼っていただけると助かります。

小学生のお子さんをお持ちの方に、放課後児童クラブ、放課後子ども教室についてうかがいます。

問１　お子さんは現在、小値賀町放課後児童クラブ「たのすくクラブ」を利用されていますか。当てはまる番号１つに○をつけてください。

1.利用している	2.利用していない
16 人	26 人

問１-１　問１で「１．利用している」に○をつけた方にうかがいます。平日に定期的に事業を利用されている主な理由として、当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 子どもの教育や発達のため	2. 放課後に子どもを見る人がいないため	3. その他
9 人	13 人	3 人

・その他の意見

・助かっています。
・宿題して遊べる場所、家だと友だちと遊ぶことが出来ない。

問１-２　問１で「２．利用していない」に○をつけた方にうかがいます。利用していない理由は何ですか。理由としてもっとも当てはまる番号１つに○をつけてください。

1. 利用する必要がない	9 人
2. 子どもの祖父母や親戚の人がみている	4 人
3. 近所の人や父母の友人・知人がみている	0 人
4. 利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない	0 人
5. 利用したいが、時間帯の条件が合わない	0 人
6. 利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業がない	1 人
7. その他	9 人

・その他の意見

・放課後は母親が家にいるから。
・魅力を感じない。

問２　お子さんは現在、下記の事業に参加されていますか。当てはまる番号すべてに〇をつけてください。

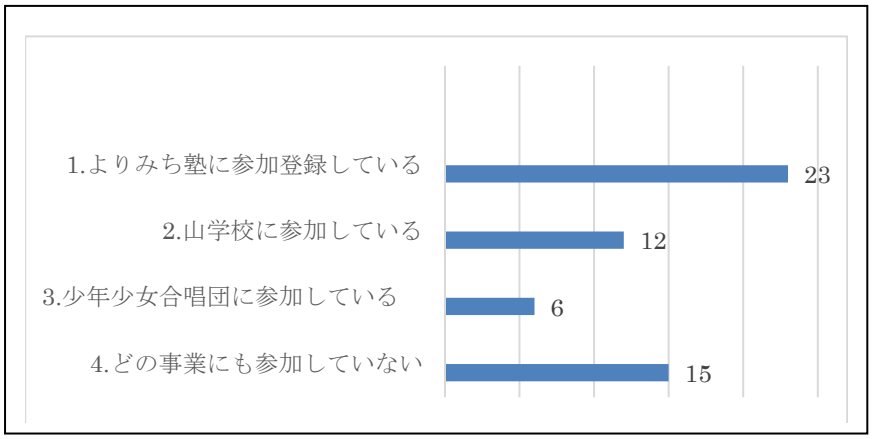

問２-１　問２で「1. よりみち塾に参加登録している」に〇をつけた方にうかがいます。参加の頻度、理由について当てはまる番号すべてに〇をつけてください。

・参加の頻度

1. 毎回参加している（週 3～4 回）	2. 決まった活動内容の日だけ参加している	3. ほとんど参加していない	4. その他
8 人	9 人	5 人	0 人

・理由

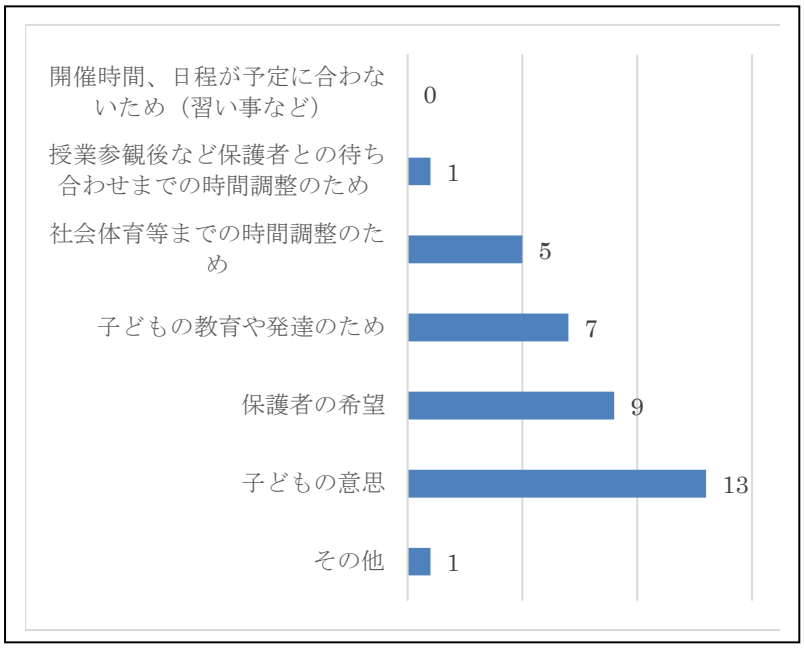

問２-２　問２で「2.山学校に参加している」に〇をつけた方にうかがいます。参加の理由、および今後開催を希望する講座について当てはまる番号すべてに〇をつけてください。

・理由

1. 子どもの意思	2. 保護者の希望	3. 子どもの教育や発達のため	4. その他
12 人	4 人	4 人	0 人

・希望する講座

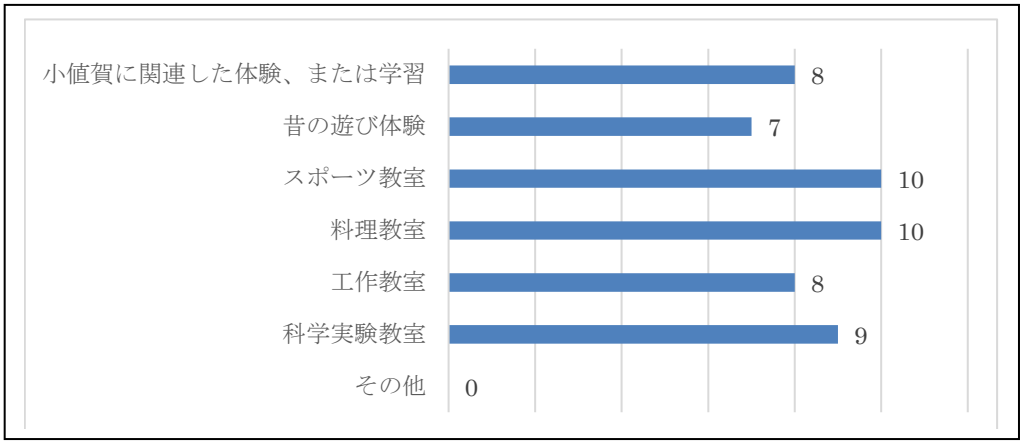

問２-３　問２で「3.小値賀町少年少女合唱団」に〇をつけた方にうかがいます。参加の理由について当てはまる番号すべてに〇をつけてください。

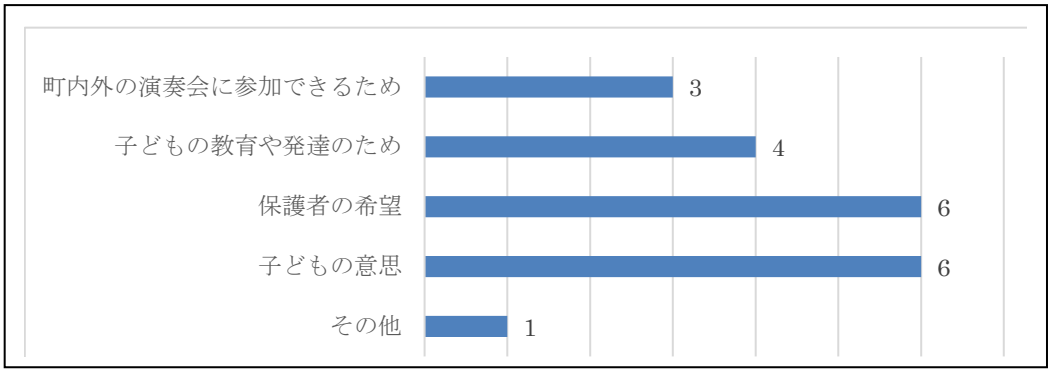

問２-４　問２で「４．どの事業にも参加していない」に〇をつけた方にうかがいます。参加していない理由は何ですか。理由としてもっとも当てはまる番号１つに〇をつけてください。

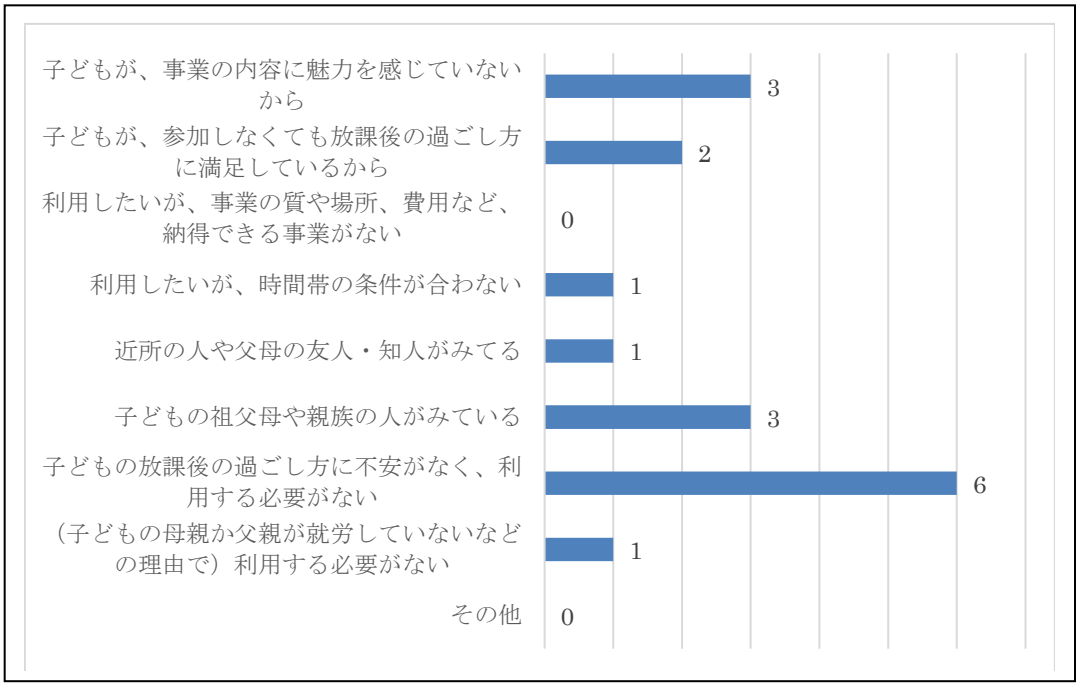

問３　放課後児童クラブ、放課後子ども教室の事業に関して、ご意見や希望がございましたら、自由にお書きください。

たのすくクラブについて
・運営についての感想（無料がありがたい。学年が上がると窮屈だった。しっかり見てくれている。今後も悪い事は親にも知らせて欲しい。）
・休みの間の開所希望

その他
・よりみち塾も無料でありがたい。
・山学校もいろいろな企画がされ、親子で楽しんで参加している。

第２節　小値賀町子ども・子育て条例

平成 26 年７月１日条例第 27 号

小値賀町子ども・子育て会議条例

（趣旨及び設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第１項の規定に基づき、小値賀町の子育て家庭からのニーズや子育て関係支援者から十分な意見を聴取し、施策に反映し、実施するための重要な会議として、小値賀町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について処理する。

（1）　法第 77 条第１項各号に規定する事項

（2）　前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関する重要事項その他町長が必要と認める事項

（委員）

第３条　子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

２　委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援関係者、学識経験者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、充て職の委員については、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとし、新たにその職に就いた者を委員（以下「補欠委員」という。）とする。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任できるものとする

（会長及び副会長）

第５条　子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

２　子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第７条　子ども・子育て会議は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第８条　子ども・子育て会議の庶務は、福祉事務所福祉係において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

第３節　計画策定の経緯

	年月日	内容
第１回会議	令和元年６月24日	○子ども・子育て支援新制度についての説明 ○子ども・子育てアンケートの内容について
第２回会議	令和２年２月17日	○第１期子ども・子育て支援事業計画評価について ○子ども・子育てアンケートの結果について ○子ども・子育て支援事業計画の素案について
第３回会議	令和２年３月中旬	○子ども・子育て支援事業計画の素案について （新型コロナウイルス感染の影響により中止。）
	令和２年３月中旬	書面による意見の聴取
	令和２年３月末	計画完成

第４節　小値賀町子ども・子育て委員

任期　　平成 30 年４月１日～令和２年３月 31 日

○小値賀町子ども・子育て委員一覧（敬称略）

	区　分	所　属	氏　名
1	子どもの保護者	小値賀町 PTA 連合会	新田　大樹
2	子どもの保護者	小値賀町 PTA 連合会	護山　義明（会長）
3	子どもの保護者	幼保母の会	江川　富美子
4	子どもの保護者	幼保母の会	土田　恵子
5	子育て支援関係者	ぴよぴよ広場	坂井　三幸
6	子育て支援関係者	はっぴーくらぶ教室	森岡　悦子
7	子育て支援関係者	小値賀町公民館	山本　千明
8	学識経験者	小値賀町教育委員会	吉元　勝信
9	学識経験者	校長会	重村　誠一郎
10	学識経験者	社会教育委員	尼﨑　豊
11	学識経験者	民生委員児童委員	横山　富代
12	その他町長が認める者	母子保健推進委員	馬田　真由美
13	その他町長が認める者	青少年健全育成会	横山　英示
14	その他町長が認める者	小値賀町商工会	中村　茂
15	その他町長が認める者	建設業組合	門田　竜太

○事務局

役　職　名	氏　名
小値賀町福祉事務所　所長	植村　敏彦
小値賀町福祉事務所　係長	高口　潤
小値賀町福祉事務所　担当	畑村　ゆかり
小値賀町福祉事務所　担当	平岡　道呼
小値賀町教育委員会　社会教育係	西　　敏博
健康管理センター　保健師	平田　真子
産業振興課　理事	松尾　幸治
産業振興課　係長	大田　議嗣
産業振興課　主事	中村　裕希

小値賀町子ども・子育て支援事業計画

発行日　令和2年3月
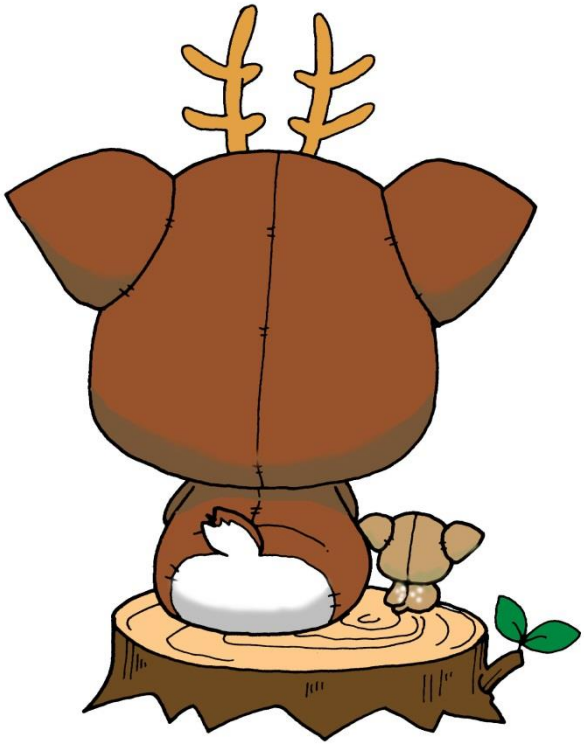
発　行　小値賀町 福祉事務所
〒857-4701　長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷
2376-1
電　話　(0959)56-3111